

4 月 25 日（月）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

1 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第 53 号）

- ・森山農林水産大臣、石破国務大臣、牧島内閣府大臣政務官、宮内国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

古川 康君（自民）

- ・自家用有償観光旅客等運送事業の実施に当たり、遠隔地の運転手に対する運行前確認の方法について、国土交通省に確認したい。
- ・G7 新潟農業大臣会合では、どのような議論がなされたのか、森山大臣に確認したい。

樋口 尚也君（公明）

- ・国家戦略特別区域において企業の農地取得を可能とする本案に対する農業者等の不安をいかに払拭するか、森山大臣の決意を伺いたい。
- ・政府機関の地方移転により期待される効果を国が示すことが重要だと考えるが、石破大臣の見解を伺いたい。

宮崎 岳志君（民進）

- ・法人による農地取得について、現行の農地所有適格法人の仕組みでも制度は十分整っているにもかかわらず、本案により農地法の特例を認めることで将来の転売や開発利用などが懸念されるが、特区で成功を収めれば全国展開する意図があるのか、森山大臣に確認したい。
- ・法人による農地取得について、リース方式ではなく農地所有の特例措置が必要とするニーズの具体的内容について、石破大臣に確認したい。
- ・今回の改正により自家用有償旅客運送を行うドライバーについては、第二種運転免許取得を義務付けるべきと考えるが、宮内国土交通大臣政務官の見解を伺いたい。

小山 展弘君（民進）

- ・企業の農地所有による長期的・安定的な経営とは、どのくらいの期間を想定し、どのようなイメージを持っているのか、石破大臣及び内閣府に確認したい。
- ・企業が農地所有のために投下した資本を回収できる具体的なビジネスモデルはあるのか、牧島内閣府大臣政務官に確認したい。

- ・企業から農地所有に係る要望は 3 年間で約 20 件であったことについて、どのように評価し、また、その内容はどのようなものか、石破大臣に確認したい。

福島 伸享君（民進）

- ・運送対象を、通院する等の地域住民（自家用有償旅客運送）とするか、訪日外国人を始めとする観光客（自家用有償観光旅客等運送）とするかによって、運送事業の実施手続に違いを設けた理由は何か、宮内国土交通大臣政務官に確認したい。
- ・適用の対象地域を国が限定している農地法の特例は、憲法第 95 条の規定に基づき住民投票の対象となるのではないか、石破大臣の見解を伺いたい。
- ・特区による規制改革ではなく、地方や日本経済のためとなる本質的な規制改革に取り組む必要があるのではないか、石破大臣の見解を伺いたい。

畠山 和也君（共産）

- ・農地の原状回復に係る責任の範囲は、地方公共団体と企業との間の契約によって決まるのか、森山大臣に確認したい。
- ・企業が農地を所有するメリットは何か、石破大臣の見解を伺いたい。
- ・農地法の特例の適用について、従前の措置のみでは問題が解消できないおそれがあることを要件とすることは、従来の農林水産省の施策を自己否定することになるのではないか、森山大臣の見解を伺いたい。

椎木 保君（おおさか）

- ・新潟市における国家戦略特区の取組の成果について、石破大臣に確認したい。
- ・養父市における国家戦略特区の取組にみられる中山間農業改革特区に係る評価を踏まえ、今後の全国展開の見通しについて、森山大臣の見解を伺いたい。